

様式第3号(第12条関係)

開 催 記 録

名 称	令和7年度第3回吉川市下水道事業審議会
開 催 日 時	令和7年8月4日(月) 午後 2時00分から 午後 4時00分まで
開 催 場 所	吉川市役所 201会議室
出席委員氏名	菊池委員、小山委員、飯島委員、辻委員、阿部委員、篠田委員、山本委員、森田委員、笠井委員、小林委員
欠席委員氏名	
担当課職員職氏名	中原市長 荒川都市建設部長 堀江副部長兼河川下水道課長 倉田総合治水担当副主幹、曾我下水道担当副主幹 小木曾主査
会議次第と会議の公開又は非公開の別	次第：別添参照 公開
傍聴者の数	1名
非公開の理由	
資料の名称	別添参照
開催記録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	笠井委員、小林委員
その他の必要事項	
内 容	<p>■開会</p> <p>■議事</p> <p>○令和6年度吉川市下水道事業決算について</p> <p>○令和6年度吉川市農業集落排水事業決算について</p> <p>事務局より令和6年度吉川市下水道事業決算及び令和6年度吉川市農業集落排水事業決算について説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>菊池会長：下水道事業の懸念材料としては、有収水量が減っているにもかかわらず、排水量が増えていることである。これは、不明</p>

水量が増えているということで、原因は下水道管の劣化によるものである。近隣の八潮市の有収率約83%の例だと、中川流域下水道に入る水量を100とすると、17は雨水や地下水が下水道管の隙間から入り込んでいるということである。吉川市も有収率は下がっているので、劣化が始まっているということが言える。下水道事業と農業集落排水事業ともに、純利益が出ているということではあるが、実際は長期前受金戻入という現金を伴わない収入を見込んでいるために、純利益が出ている。これは、吉川市だけの問題ではなく、全国すべての下水道事業が赤字になってしまうために、下水道事業を公営企業会計化する時に国が定めた制度である。実質的には、吉川市の下水道事業では約6億円の赤字、農業集落排水事業では約1,700万円の赤字ということであると理解してもらいたい。

笠井委員：農業集落排水事業では水洗化率（世帯）が67.5%ということだが、接続されていない世帯はどういうことか。

事務局：当該地区の水洗化率は、市民課が把握している世帯数に対して、実際に接続している世帯数の割合である。接続していない世帯については、制度開始前から了承を得られておらず、今に至る世帯と、制度開始後、農地から宅地化されたが、財政上の理由で管渠を延長することができず、接続されていない世帯がある。

#### ○吉川市下水道事業経営戦略の進捗状況について

事務局より令和6年度吉川市下水道事業経営戦略の進捗状況について説明

#### 【質疑応答】

菊池会長：資本費平準化債については、企業債残高が増えている状況の中で、資金不足に対して借り入れるものなので、今後、増加しないように注意をしてもらいたい。また、水洗化率が97.2%ということだが、これ以上急激に増加させることは難しいと思われる。

○農業集落排水事業経営戦略の改定方針について

事務局より農業集落排水事業経営戦略の改定方針について説明

【質疑応答】

笠井委員：5ページのパターン③の費用11.9億円の中に、合併浄化槽への転換費用は含まれているか。

事務局：転換費用として、約1.8億円を見込んでいる。

菊池会長：合併浄化槽への転換費用は、南伊豆町と比較して割高な感じがするが、どのような積算をしているのか。

事務局：合併浄化槽の転換費用は積算事例が無かったことから、環境課で把握している、市内の単独浄化層から合併浄化槽への転換工事費の平均値を採用した。

菊池会長：農業集落排水から合併浄化槽へ転換する場合は、宅内配管をそのまま生かすことができるので、南伊豆町の費用と比較して、11.9億円という数字は大きいのではないか。

事務局：南伊豆町の数字は現金支出を伴う部分だけである一方、吉川市のパターン③の数字については、管渠の償却費用などの現金支出を伴わない部分も計上している。今回の資料については、南伊豆町の費用との比較ではなく、パターン①から③で考えた場合、会計処理上、どう費用が変わるかを比較したものであるため、現金支出を伴わない部分についても同じように計上してある。菊池会長が指摘している転換費用については、経営戦略の投資財政計画に含まれるものではないが、資料の表記については、今後再検討していく。

菊池会長：試算期間が30年となっているが、経営戦略の考え方としては、最長の耐用年数期間である50年でトータルコストを検討していくべき。

飯島委員：合併浄化槽に係る費用は計上しているということだが、処理施設については、今後の見通しはあるのか。

事務局：今回の資料の積算については、管渠は撤去ではなく、コンクリート充填による埋め戻し、また、処理場は残しておくこともできるのではないかという前回の指摘を受けて、撤去費用を変更はしたが、この場で処理施設の今後について、検討をしていくものでない。

笠井委員：埼玉県内では、農業集落排水事業から合併浄化槽への転換する自治体はなく、全ての自治体が公共下水道への接続となっているが、その理由は何か。

事務局：公共下水道へ接続することを「広域化」というが、広域化に

は補助制度があるものの、合併浄化槽への転換に対しては、現在のところ埼玉県内の市町村が使える補助制度がないのが、原因の一つではないかと考える。しかしながら令和7年度より、農業集落排水事業から合併浄化槽へ転換する際の撤去費用に対する補助制度も創設されたことから、今後、合併浄化槽へ転換する自治体も出てくるのではないと思われる。

菊池会長：埼玉県ではまだ危機感がないという印象がある。

菊池会長：他にご意見等が無ければ、12ページの農業集落排水事業経営戦略の改定方針案について、原案のとおりでよろしいか伺います。

(意見なし)

菊池会長：異議なしと認め、原案のとおりといたします。

#### ○下水道事業の投資財政計画について

事務局より下水道事業の投資財政計画について説明

#### 【質疑応答】

飯島委員：令和2年度に策定した投資財政計画と18ページの投資財政計画を比較すると金額が増えているが、その要因は何か。

事務局：令和2年度に作成した投資財政計画では、維持管理経費について物価上昇分を見込んでいなかった。今回策定した投資財政計画では、近年の物価上昇を勘案し、今後10年間は年2%の物価上昇を見込み投資財政計画を策定しているために、金額が増えたものとなった。

飯島委員：吉川市の料金表では、101 m<sup>3</sup>以上までの区分しかない。三郷市や越谷市では、201 m<sup>3</sup>以上の区分もあり、細かくなっている。大口の料金設定をしたほうが収益性が上がるのか。

事務局：基本料金の有無や水量の累進性など、料金の具体的な改定方法については、次回の審議会で検討する予定となっている。

飯島委員：吉川美南駅東口土地区画整理事業地内において、污水管布設工事が進んでいるが、どの段階で収益化されているのか、また、今後の収入見込みについて伺う。

事務局：水道及び下水道の開始届が出された段階で料金徴収をしている。今後の収入見込みについては、これまでの資料において、

東口土地区画整理事業の進展に伴い、人口が伸びていくと示したとおり、それに応じて、当該地区の下水道使用料も増えていくものと考えている。

小山委員：パターン①から③まで、68%の料金上昇率となっているが、どの自治体もそのような状況なのか。また、68%の根拠は何か。

事務局：68%の根拠としては、計画最終年である令和37年をゴールとし、令和37年までの期間内において、累積欠損金比率0%、経費回収率100%、流動比率120%を達成させる試算をした結果、68%の改定が必要であるということである。また、他市との比較は難しい状況であるが、現在、吉川市が他市と比較して、財政状況が優位であることを鑑みると、他市が同じ目標を達成するよりは、改定率は低いものと思われる。

辻委員：20ページの他市との使用料比較については、深谷市などの既に料金改定済みと思われる団体と、まだ料金改定していない団体との表記がなくわかりづらいので、今後、この資料を提示する時に、料金改定済みかどうかを表記して欲しい。

事務局：今後、検討する。

飯島委員：26ページにおける、改定率パターン③（R10改定率：20%）に今日決めたいという話だと思うが、最終的にR35年度に68%まで引き上げる計画となっている。インフラの更新については、道路陥没事故の多さから見ても必要であることは理解している。埼玉県が政府に要望している中で、国土強靱化計画に下水道も含め、必要な予算を求めており、八潮市の陥没事故もその対応や予算措置を模索している。更新事業が下水道使用料だけでは賄えないことは、各自治体の首長も述べている。その中で、石川県内の市長も「使用料収入の財源確保は必要だが、国による地方財政支援措置も必要不可欠であり、具体的には低金利かつ長期の公的資金の拡充や交付税措置の拡充、地方財政措置の拡充をお願いしたい。」と言っている。吉川市でも都市計画税から下水道負担金を支出しており、令和5年度では約2.6億円を充当している。更新費用に対しては、使用料の値上げではなく、国に補助要望するとともに、一般会計からの資金を確保する計画にすべきではないか。

事務局：議会のコンセンサスをとられた上での意見ということではどうか。

菊池会長：財源措置については、時代が変わり、今後手当てがされるようになれば68%の率も変わっていく。全国的にも5年毎に計画を見直しているが、現時点では資金が不足しているので、

ある程度は使用料を上げないとダメということである。今後については、時代の変化を鑑み随時検証していくことになると思われる。

笠井委員：料金改定の決定と審議会の関係性について伺いたい。

事務局：実際の料金改定の手続きは、吉川市下水道条例の改正が必要となるため、市議会の審議を経て行うこととなるが、市の第三者機関である当審議会において、適正な経営戦略を策定するための意見を、委員の皆様から伺っている。事務局としては、パターン①からパターン③までの料金改定案のうち、パターン③の投資財政計画で進めたいと考えているが、その方向でよいか、審議会として決めていただきたい。

菊池会長；それでは、パターン③でよいかどうか伺います。

(意見なし)

菊池会長：異議なしと認め、パターン③で決定します。

このパターン③をベースに投資財政計画の試算を進めますが、この先も確認をしながら経営戦略を策定するものとします。

■その他

今後のスケジュールを事務局より説明。

次回：10月7日(火) 午後2時30分から

吉川市役所203会議室で開催

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月8日

署名委員 笠井 誠司 (自署)

署名委員 小林 ちずる (自署)